

いつまでも住み続けたい「ウェルネス都市」加古川



ふるさと納税 (寄附金)
により加古川市を
応援してください。

加古川市の特産品(地場産品)約〇〇品目の
中から寄附金額に応じてお好みの品を選べます。
(市内・市外どちらにお住まいの方も
お選びいただけます。)

記念品
パブリシティ
平成28年度

皆様からの心温まる寄附は、
まちづくりに
活用させていただきます、
だれもがいきいきと暮らす
「ウェルネス都市加古川」
の実現をめざします。

<p>加古川市の まちづくり</p> <p>1 安心して 暮らせるまち</p> <p>福祉・子育て・ 医療の充実</p>	<p>加古川市の まちづくり</p> <p>2 心豊かに 暮らせるまち</p> <p>教育の充実、 文化・スポー ツの振興</p>	<p>加古川市の まちづくり</p> <p>3 うるおいのある 環境の中で 暮らせるまち</p> <p>環境の保全、 美化の推進</p>	<p>加古川市の まちづくり</p> <p>4 にぎわい の中で 暮らせるまち</p> <p>産業・観光 の振興</p>	<p>加古川市の まちづくり</p> <p>5 快適に暮ら せるまち</p> <p>都市基盤・ 生活基盤 の整備</p>
---	--	---	---	---



加古川市

加古川市は、兵庫県の中央部に源を発し、播磨灘にそそぐ清流「加古川」の流域から河口に位置するまちです。



ふるさと納税(寄附金)とは

「ふるさとを大切にしたい」、「ふるさとの発展に貢献したい」という気持ちを寄附
というかたちにして、あなたが応援したい市区町村や都道府県へ贈る寄附金の
ことです。「ふるさと納税(寄附金)」とされていますが、自分の生まれ育った「ふる
さと」に限らず、どの地方公共団体に対しても寄附することができます。

また、加古川市民が加古川市に対して行なうことも可能です。

ぜひ、加古川市のまちづくりにご賛同いただき、ご支援をお願いいたします。

**寄附者の
メリット**

寄附者の用途を選択できます。
2,000円を超える寄附については、所
得税・個人住民税から一定限度額ま
で控除されます。また、加古川市より
加古川ゆかりの記念品を贈呈します。

**記念品
協賛事業者の
メリット**

市内外の方に商品のPRができ、売上
げ向上と販路の拡大が図れます。

**市の
メリット**

ふるさと加古川に対する
郷土愛やまちづくりに対する機運
の高まりが期待でき、地域産業の
振興、まちの活性化が図れます。

寄附者の用途を選択できます。

2,000円を超える寄附については、所得
税・個人住民税から一定限度額まで控除
されます。また、加古川市より加古川
ゆかりの記念品を贈呈します。
市内外の方に商品のPRができ、売上
げ向上と販路の拡大が図れます。
ふるさと納税(寄附金)を行うと、一定
の上限まで、寄附金額のうち2,000
円を超える部分の全額が個人住民税
等から控除されます。控除額は個人
ごとに異なりますので、詳しくは
総務省ホームページの「寄附金控除
額の計算シミュレーション」をご参
照ください。

寄附金控除を受けるには…

1 確定申告をされる場合

(ふるさと納税ワンストップ特例制度
をご利用しない場合)
毎年1月1日～12月31日までに
行った寄附について、翌年3月15
日までに所轄の税務署で所得
税の確定申告を行ってください。
その際、市発行の「寄附金受領
証明書」を申告書に添付する
必要があります。

**2 ふるさと納税ワンストップ特例
制度をご利用される場合**

寄附する際に、寄附先に申
請することにより、確定申
告が不要となります。以下
の要件全てに該当する
方が対象となります。
◆ふるさと納税(寄附金)による
寄附金控除以外に確定申
告書や市民税・県民税申
告書提出する必要が
ないこと
◆寄附先(地方公共団
体)が5団体以下である
こと

寄附の申し込みから記念品の送付までの流れ

■寄附の申し込み

次のいずれかの方法で申し込みをお願いします。
(1)加古川市ホームページより「ふるさと納税(寄附金)」
にアクセスし、申込専用入力フォーム(外部サイト
「ふるさとチョイス」へリンク)からお申し込みください。
(2)寄附申出書を加古川市役所総務課の窓口持参
いただくか、郵送で提出してください。寄附申出書
は、加古川市ホームページからダウンロード、又は加
古川市役所総務課までご請求ください。

【申し込みについての注意事項】
●1回の寄附についてお選びいただける記念品は
1品のみとなり、以下のような取扱いとなります
のでご注意ください。
※郵送料は寄附者の負担となります。

(例)1回で3万円を寄附された場合は記念品1品とな
りますが、3万円を1万円と2万円の2回に分けて寄
附された場合は、それぞれ1万円コース1品と2万
円コース1品の記念品を贈呈します。
(寄附の回数制限はありません)

■寄附金のご入金

次のいずれかの方法で入金をお願いします。
(1)クレジット決済
※「ふるさとチョイス」からの申し込みのみ
(2)加古川市指定の金融機関からの払込み
(3)ゆうちょ銀行からの払込み
(4)加古川市役所総務課の窓口持参
(5)現金書留で送金
※郵送料は寄附者の負担となります。

寄附の申し込みがあったら、2ヶ月以内に入金
が確認できない場合は、申し込みを取り消し
してください。希望される場合は、再度寄
附の申し込みから手続きをしてください。

■証明書・記念品の送付

◆寄附金受領証明書の送付
寄附金の入金確認後に、市から「寄附金受領
証明書」を送付します。
※記念品とは別々に送付します。
◆記念品の送付
寄附をいただいた方には、金額に応じて、
事業者から「記念品」をお届けします。

記念品についての注意事項

- 原則、寄附の入金確認後の翌月末までに発送いたします。なお、発送日の指定はできません。
(例)6月20日に入金確認できた場合は、7月末までに発送いたします。
- 事業者から直接寄附者へ送付しますので、寄附者のご住所・お名前・ご連絡先を加古川市から
事業者へ提供することをご了承ください。
(個人情報保護法に基づき、寄附金控除以外の目的では使用いたしません)
- 長期のご不在等により、返送になった記念品については、再度の送付はできません。
- お申し込み後の記念品の変更は、お受けできません。
- ホームページおよびパブリシティの記念品の写真はイメージです。
実際のものとは異なる場合があります。
- 酒類は、未成年の方のお申し込みはお断りします。
- 記念品には、事業者のコンフレット等が同封される場合があります。
- 記念品の内容・品質については、事業者にお問い合わせください。

いつまでも住み続けたい「ウェルネス都市」
加古川市

■お問い合わせ先
加古川市役所総務部総務課
E-MAIL: sou_soumu@city.kakogawa.hyogo.jp

〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地
電話 079-421-2000 (内線 2315, 2316)
FAX 079-424-1375

ホームページ: <http://www.city.kakogawa.lg.jp>